

# 第7回 制度設計専門会合 事務局提出資料

~「電力の小売営業に関する指針」の 取組状況調査結果及び改定案等について~

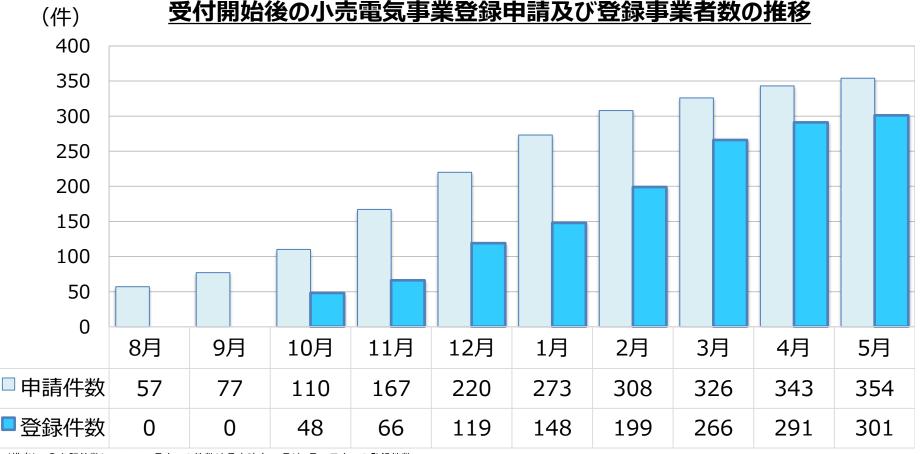
平成28年5月25日(水)



## 1. 小売全面自由化に関する状況について

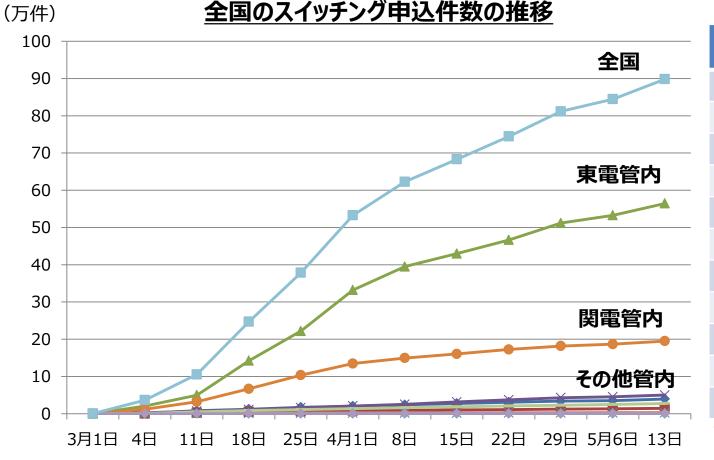
## 小売電気事業者の登録数

- 昨年8月の事前登録申請の受付開始以降、登録数が伸びており、5月23日時点で 301社が登録。
- 全面自由化前の駆け込み申請は一段落し、足元では伸びが一服。



## スイッチングの申込状況

- スイッチング支援システムを通じた5月13日時点での契約先の切替え(スイッチング)の申込件数 (※) は約90万件。4月の1ヶ月間で約28万件の増加。
- (※) スイッチング支援システムを通じて「スイッチング開始申請」が行われた件数(自社内の契約切替え(規制→自由)を含まず、他社への契約先の切替えの件数に限る。)
- (参考) 2014年度の一般家庭等の通常の契約口数:6,260万件(従量電灯A·B·C及び低圧電力の契約口数から算定)(出典:電力調査統計)



(5月13日時点)

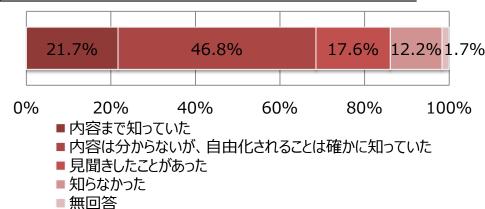
(3)	3 = 0 = 1 3 /((1)
申込件数 【単位:万件】	率(※) 【単位:%】
3.95	1. 43
1. 43	0.26
56.46	2. 47
4.99	0.65
0.19	0.16
19.51	1. 94
0.22	0.06
0.34	0.17
2.74	0.44
_	_
89.84	1. 44
	申込件数 【単位:万件】 3.95 1.43 56.46 4.99 0.19 19.51 0.22 0.34 2.74

(※) 2014年度の一般家庭等の通常の契約口数 を用いて試算

## 電力自由化キャラバンの来場者へのアンケート結果

- 自由化の認知度は約7割と高いが、内容まで知っていた人は2割程度にとどまる。
- 購入先の変更を検討すると回答したのは5割以上。料金低下や選択肢の多様化への 期待が高い。

#### ①「家庭用電力の小売自由化」についての認知度



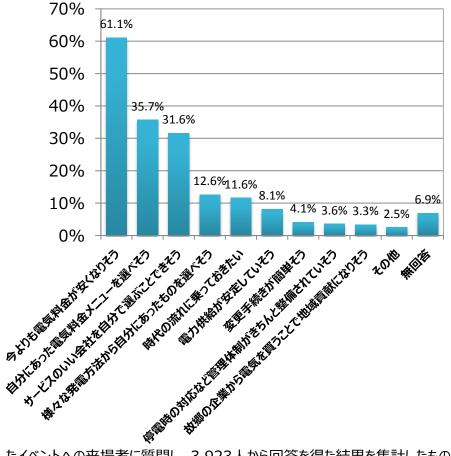
#### ②電気の購入先の変更意向

特に検討はしない

■無回答



#### ③電気の購入先の変更検討理由 (検討意向有りの方のみ)



# 2. 電力の小売営業に関する指針等に係る 取組状況調査の結果について

## 電力の小売営業に関する指針等に係る取組状況に係る調査(概要)

●「電力の小売営業に関する指針」で「望ましい行為」とされている電源構成及びCO2 排出係数の開示状況、標準メニュー及び平均的な月額料金例の公表状況などについ て実態を把握するため、本年4月1日時点で登録済みの小売電気事業者276社に対 してフォローアップ調査を実施。250社から回答の提出を受けた(回答率91%)。

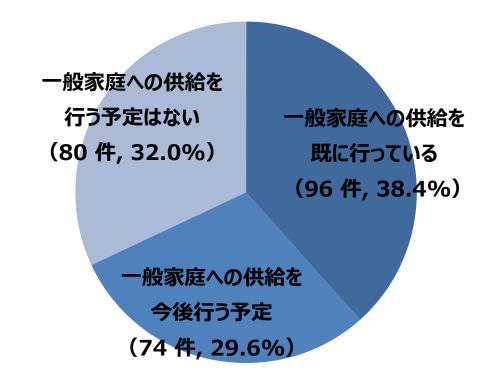
## 取組状況調査の主な内容

- ① 電源構成の開示(3月1日及び5月1日時点の状況、今後の方針)
- ② CO2排出係数の開示(同上)
- ③ 低圧向けの標準メニューの公表(5月1日時点の状況、今後の方針)
- ④ 低圧向けの月額料金例の公表(同上)
- ⑤ 電源構成を供給の特性とするメニュー (メニューの有無、内容)
- ⑥ 地産地消を供給の特性とするメニュー(同上)
- ⑦ 一般家庭への供給の意向
- ⑧ 代理店等に関する情報の公表状況

## 調査結果:家庭への参入意向

既に100社近くが一般家庭に供給を開始。予定を含めると170社(全体の約7割)の事業者が家庭への供給意向有り。

#### 登録済みの小売事業者の家庭への参入意向



## 調査結果:電源構成及びCO2排出係数の開示状況①

- 一般家庭への供給を開始している事業者のうち、約7割の事業者が電源構成・CO2 排出係数を開示済み、又は開示を予定している。
- 開示済みの事業者数は、小売全面自由化前後の2ヶ月間で増加。

#### (1)5月1日時点の電源構成等の開示状況(全事業者)

開示済み及び開示予定有り		₩₽₽₩	明二マウ征」	毎同学	Δ≣L		
調査項目		開示済み	開示予定有り	検討中	開示予定無し	無回答	合計
電源構成の開示	145社 (58.0%)	57社 (22.8%)	88社 (35.2%)	74社 (29.6%)	29社 (11.6%)	2社 (0.8%)	250社 (100.0%)
CO2排出係数の開示	146社 (58.4%)	45社 (18.0%)	101社 (40.4%)	69社 (27.6%)	32社 (12.8%)	3社 (1.2%)	250社 (100.0%)

3月1日時点では19社(電源構成の開示)と31社(CO2排出係数の開示)

### (2)5月1日時点の電源構成等の開示状況(一般家庭に供給を開始している事業者のみ)

開示済み及び開示予定有り		+ <del>♦</del> ≣+rh	明二マウ無川	無同答	Δ≡⊥			
調査項目		開示済み	開示予定有り	検討中	開示予定無し	無回答	合計	
電源構成の開示	70社 (72.9%)	25社 (26.0%)	45社 (46.9%)	21社 (21.9%)	4社 (4.2%)	1社 (1.0%)	96社 (100.0%)	
CO2排出係数の開示	68社 (70.8%)	23社 (24.0%)	45社 (46.9%)	21社 (21.9%)	5社 (5.2%)	2社 (2.1%)	96社 (100.0%)	

3月1日時点では14社(電源構成の開示)と16社(CO2排出係数の開示)

## (参考) 想定している事業規模別の電源構成の開示状況

- 一般家庭への供給を開始している事業者のうち、想定している最大需要電力(kW)の規模別の電源構成の開示状況は以下のとおり。
- 規模の大きい事業者は開示済みの割合が高い一方、規模の小さい事業者の多くは 開示をするまでに一定の時間がかかる模様。

#### 5月1日時点の電源構成の開示状況

(最大需要電力の規模別:一般家庭に供給を開始している事業者のみ)

最大需要電力	開示済み及び開示予定あり			10=1-4-	開示予定		
規模(kW)		開示済み	開示予定あり	検討中	なし	無回答	事業者数
10万kW以上	16社 (84%)	16社 (84%)	0社 (0%)	3社 (16%)	0社 (0%)	0社 (0%)	19社
1万~10万kW	22社 (69%)	7社 (22%)	15社 (47%)	9社 (28%)	1社 (3%)	0社 (0%)	32社
1万kW以下	32社 (71%)	2社 (4%)	30社 (66%)	9社 (20%)	3社 (7%)	1社 (2%)	45社

## 調査結果:電源構成及びCO2排出係数の開示状況②

■ 電源構成及びCO2排出係数の開示について、「開示予定無し」又は「検討中」と回答した事業者の状況は以下のとおり。

「開示予定無し」又は「検討中」の事業者の状況(代表的なもの)					
<電源構成>	<co2排出係数></co2排出係数>				
・開示することを前提に、開示時期や開示方法など を具体的に検討中。	・現時点では2015年度の排出係数の算定中であり、算定結果を踏まえて開示予定。				
・常時バックアップや卸電力取引所からの調達が多く、 電源構成が流動的なため、供給実績が出た段階 で開示を検討中。同様の理由で開示に消極的な 事業者も。	・年度毎に調達先や卸電力取引所からの調達量が 変動するため、過去実績や計画値を開示すると需 要家に誤解を与えかねないため開示に消極的。				
・昨年度供給実績がないため、直近数ヶ月実績値 や当年度計画値を開示すること、当年度実績値が 出た後で開示することなどを検討中。	・環境省のホームページ等で公表されているため、別 途自社として開示する予定はない。				
・開示に伴い原価構造を類推されるなど競争入札等 における営業上の不利益を懸念しており、開示のタ イミングや需要家のみへの個別開示などを検討中。					

#### <電源構成·CO2排出係数共通>

- ・需要バランシング・グループに属しているため、グループ内で対応方針や開示方法を協議・検討中。同様の理由で開示に消極的な事業者も。
- ・需要家のニーズを調査中。需要家ニーズが低いため開示に消極的な事業者も。

## 調査結果:電源構成及びCO2排出係数の開示状況③

- 電源構成の開示予定がある事業者のうち約8割(69社)は今年度上半期内での開示を予定している。
- 電源構成の開示の方法については、①ホームページの割合が約7割、②パンフレットやチラシ、③請求書その他の割合はそれぞれ約2割強(複数の方法を用いている事業者も存在)。

#### (1) 開示予定時期 (開示予定の事業者について)

調査項目	2016年度上半期	2016年度下半期	2017年4月以降	合計
電源構成の開示予定時期	69社(78%)	14社(16%)	5社(6%)	88社
CO2排出係数の開示予定時期	71社(70%)	11社(11%)	19社(19%) (※)	101社

(※) 実績値が出た後に開示するとしている事業者を含む

#### (2) 開示の方法(5月1日時点で開示済みの事業者について) (備考) 複数回答あり

調査項目	ホームページ	パンフレット・チラシ	請求書その他	合計
電源構成の開示方法	39社(68%)	14社(25%)	13社(23%)	57社
CO2排出係数の開示方法	34社(76%)	11社(24%)	9社(20%)	45社

## 調査結果:標準メニュー及び平均的な月額料金例の公表状況

- 一般家庭に供給を開始している事業者のうち、約9割の事業者が標準メニューや平均的な月額料金例を公表済み、又は公表を予定している。
- 公表を予定していない事業者については、供給対象を自社従業員や一部マンション等に限定していることなどがその理由であった。

#### (1)全回答事業者

調本店口	公表済み及び公表予定有り			₩₽₽₩	<b>公主又ウ無!</b>	無同答	Δ≞L
調査項目		公表済み	公表予定有り	検討中	公表予定無し	無回答	合計
標準メニューの公表	128社 (75.3%)	104社 (61.2%)	24社 (14.1%)	28社 (16.5%)	8社 (4.7%)	6社 (3.5%)	170社 (100.0%)
平均的な月額料金例の 公表	124社 (72.9%)	97社 (57.1%)	27社 (15.9%)	30社 (17.6%)	8社 (4.7%)	8社 (4.7%)	170社 (100.0%)

### (2) 一般家庭に供給を開始している事業者のみ

公表済み及び公表予定有		予定有り		-t∧≘-t-th	ハキマウ無い	<b>一口</b> 次	<b>∆</b> =1
調査項目		公表済み	公表予定有り	検討中	公表予定無し	無回答	合計
標準メニューの公表	89社 (92.7%)	86社 (89.6%)	3社 (3.1%)	3社 (3.1%)	3社 (3.1%)	1社 (1.0%)	96社 (100.0%)
平均的な月額料金例の 公表	85社 (88.5%)	81社 (84.4%)	4社 (4.2%)	7社 (7.3%)	3社 (3.1%)	1社 (1.0%)	96社 (100.0%)

## 調査結果:電源構成・地産地消、代理店等について

- 電源構成や地産地消を供給の特性とするメニューを提供している又は提供を予定している事業者数はそれぞれ14社と18社。
- 一般家庭に供給中の事業者のうち約16%が、提携している代理店等に関する情報を公表 済み。

#### (1) 電源構成を特性とする小売供給

一般家庭への供給意向	電源構成を特性とした	小売供給メニューの有無			
一般家庭への供和息内	メニュー有り 今後提供する				
既に供給を開始している	5社 7 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2社	3社		
今後供給を開始予定である	9社	1社	8社		

#### (2)「地産地消」を特性とする小売供給

	「地産地消」を特性とし	た小売供給メニューの有	無
一般家庭への供給意向		メニュー有り	今後提供する予定
既に供給を開始している	9社 18社	5社	4社
今後供給を開始予定である	9社	3社	6社

#### (3)代理店等に関する情報の公表状況

	提携している代	理店等有り	提携している	Δ≡⊥
一般家庭への供給意向	公表している	公表していない	代理店等無し	合計
既に供給を開始している	15社 (15.8%)	41社 (43.2%)	40社 (41.1%)	96社
今後供給を開始予定である	2社 (2.7%)	52社 (70.3%)	20社 (27.0%)	74社
今後も供給を行う予定はない	1社 (1.3%)	44社 (55.0%)	35社 (43.8%)	80社

## 取組状況調査の結果を踏まえた対応等

- 今回の取組状況調査では、指針において「望ましい行為」とされている電源構成及びCO2排出係数の開示、標準メニュー及び平均的な月額料金例の公表などについて、各小売電気事業者において一定の取組が進んでいることが確認できた。今後とも、これらの「望ましい行為」の意義を周知するなど、事業者の取組を政策的に促していく。
- 電源構成等の開示や代理店等に関する情報の公表について、事業者からの回答結果 も踏まえ、「電力の小売営業に関する指針」に必要な改定を行うこととしたい(次頁以降の改定項目①、②、④など)。
- 需要バランシング・グループに属しているために開示に消極的な事業者もいることを踏まえ、 代表契約者へのヒアリングなども行っていく予定。
- 今後、各小売電気事業者の取組状況の進展を見つつ、適切な時期にフォローアップ調査を行う予定。

# 3. 「電力の小売営業に関する指針」の改定案について

## 「電力の小売営業に関する指針」の改定案(改定事項①)

● 小売全面自由化前後の消費者トラブルの状況や、指針等に係る取組状況調査の結果及び前回会合の議論を踏まえ、以下の項目を指針に追加することとしてはどうか。

	改定項目	改定事項の概要
1 新規追加	2 (2) ウ (27頁) 小売電気事業者の媒介・取次ぎ・代 理における望ましい行為	小売電気事業者の代理店である等と詐称する事例が発生していることを踏まえ、各小売電気事業者が、業務提携先である媒介・代理・取次業者を自社ホームページ等において公表することを「望ましい行為」として追加。
②新規追加	1 (3) イi) (12頁) 電源構成等の適切な開示の方法にお ける望ましい行為(電源構成の開 示)	ホームページでの電源構成の開示が、分かりにくい場所に表示されている事例が多く見られることを踏まえ、小売電気事業者がホームページ等において電源構成を開示する際には、 <b>需要家にとって分かりや</b> すい形で掲載・記載することを「望ましい行為」として追加。
3明確化	1 (3) ウi) (14頁) 電源構成等の適切な開示の方法において一般的に問題となるもの	小売電気事業者が発電事業も行っている場合に、その発電構成を表示することや、例えば、太陽光発電を行っている小売電気事業者が販売電力量以上の発電を行っている場合に、発電構成の表示と併せて「当社は販売電力量の100%に『相当』する量の太陽光発電を行っている」旨を表示することは問題ない旨を追記。ただし、いずれについても小売の電源構成と異なることについて誤認を招かない表示である必要がある。

## 「電力の小売営業に関する指針」の改定案(改定事項②)

	改定項目	改定事項の概要
4明確化	1 (3) イii) (13頁) 電源構成等の適切な開示の方法にお ける望ましい算定や開示の方法	電源構成開示について、実績値がない新規参入の小売電気事業 者の場合には、供給開始後数ヶ月間の直近実績値をもって開示 することもあり得る旨を追記。
5 明 <b>確</b>	1 (3) ウi) (18頁) 電源構成等の適切な開示の方法において一般的に問題となるもの	昼間に発電・調達した電気を夜間に供給する電気とみなす事例のほか、特定の時間帯に発電・調達した電気を別の日の同じ時間帯 に供給する電気とみなすことについても、「異なる時点間で電力量を 移転する取扱い」として「問題となる行為」の例示として明記。
6明確化	5 (2) 小売電気事業者からの小売供給契約の解除時の手続(37頁)	小売電気事業者の倒産等により小売供給契約を解除する場合にも、小売電気事業者及び一般送配電事業者には、需要家保護の観点から、小売供給契約の解除予告通知や供給停止の予告通知等の手続が求められ、そのような適切な対応を怠ることを「問題となる行為」として明記。
<b>⑦明確化</b>	同上 (37頁) ※賃貸物件の入居者が電気の解約手続を せずに転居等をした場合における需要家保 護措置の要否を明確化する趣旨(前回会 合からの追加項目)	需要家が需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合に、小売供給契約の解除予告通知や供給停止の予告通知等の手続をとらなくとも問題とならない旨明記。
技術的修正	小売登録省令等の引用条文記載箇所など。	第2弾改正電気事業法の施行に伴う引用条文の修正など、技術的な観点に基づき修正。